

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 土 壤 分 析 は お ま か せ 下 さ い

土壌分析の実施義務がある調査（土壌汚染対策法より）

- 法第3条… 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場または事業所の敷地であった土地
- 法第4条… 3,000m²以上の土地の形質変更時に、都道府県知事が「土壌汚染のおそれがある」と認める土地
- 法第5条… 都道府県知事が「土壌汚染により健康被害が生じる恐れあり」と認める土地

私たちは指定機関[※]の皆さまをサポートいたします。

※土壌汚染対策法に基づく指定調査機関

分析項目（土壌汚染対策法 第二条第一項の政令で定める特定有害物質）

No.	項 目	No.	項 目	No.	項 目
1	カドミウム及びその化合物	10	1,3-ジクロロプロペン	18	トリクロロエチレン
2	六価クロム化合物	11	ジクロロメタン	19	鉛及びその化合物
3	シマジン	12	水銀及びその化合物	20	砒素及びその化合物
4	シアン化合物	13	セレン及びその化合物	21	ふっ素及びその化合物
5	チオベンカルブ	14	テトラクロロエチレン	22	ベンゼン
6	四塩化炭素	15	チウラム	23	ほう素及びその化合物
7	1,2-ジクロロエタン	16	1,1,1-トリクロロエタン	24	P C B
8	1,1-ジクロロエチレン	17	1,1,2-トリクロロエタン	25	有機りん化合物
9	シス-1,2-ジクロロエチレン				

分析価格・納期はご相談に応じます。

連絡先



株式会社 近畿地域づくりセンター
水環境研究所

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 519 番地
Tel 075-693-3948 / Fax 075-693-3949

水環境研究所について

水環境研究所では、近畿地方の河川調査として、試料採取や分析業務を長年にわたり実施してきました。

そして今、私たちは分析のプロ集団として、土壌分析や PCB 分析、水に関する広報活動など、新たなフィールドに活動を展開し、社会と時代のニーズに応える組織づくりを目指しています。



試料採取から分析、データ管理まで確実にサポート

水環境研究所の業務内容

■ 試験・分析全般

河川・湖沼水の水質調査

底質・汚染土壌等分析

土壌養分分析

建築物飲料水水質分析

絶縁油 PCB 分析

そのほか「海外における土壌分析」など、教育機関との共同研究も行っております。

受注実績

水環境研究所は、主に国土交通省近畿地方整備局管内の河川における水質調査を主な事業として取り組んでまいりました。そのほかにも各種団体からもご依頼を受けており、幅広い経験と実績があります。

国土交通省 近畿地方整備局

近畿技術事務所 / 他河川事務所多数

独立行政法人 水資源機構

木津川ダム総合管理所 / 琵琶湖開発総合管理所

その他

国公立大学 / 財団法人・各種団体 / 各種民間企業 他

水環境研究所へお越しの方へ



アクセス 【近鉄電車】上鳥羽口駅下車、東へ徒歩約6分
【市営地下鉄】くいな橋駅下車、西へ徒歩約5分
【京阪電車】深草駅下車、西へ徒歩約15分

